

## 福山市消火栓用ホース格納庫設置等事業補助金交付要綱

制 定	1989年（平成 元年）4月1日
一部改正	1990年（平成 2年）4月1日
	2008年（平成20年）4月1日
	2009年（平成21年）4月1日
全部改正	2017年（平成29年）4月1日

### （趣旨）

第1条 この要綱は、福山市内の自治会、町内会及びこれらに準ずる団体（以下、「自治会等」という。）が地域において、初期消火体制の確立、市民の安心・安全の確保に資することを目的として、消火栓用ホース格納庫（以下「格納庫」という。）を設置し、維持管理する事業（以下「補助事業」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）第19条により必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資器材 ホース、消火栓スタンド、管鎗（ノズル付）、消火栓ハンドルをいう。
- (2) 格納庫 格納箱1個に対して、ホース3本、消火栓スタンド1本、管鎗（ノズル付）1本、消火栓ハンドル1本の資器材を収納したものをいう。
- (3) 格納庫設置等 格納庫の新設、格納箱又は資器材の改修又は更新をいう。

### （補助事業）

第3条 補助する格納庫設置等は、1回の申請につき2箇所を上限とする。ただし、2回目以後の申請については、直前に申請した事業が完了した後に申請できるものとする。

- 2 格納庫設置等による申請を行う場合は、1箇所につき、第2条第2号に定める数量を上限とする。
- 3 格納庫設置等の仕様は、別表1に定めるとおりとする。
- 4 補助金を交付する要件は、次のとおりとする。
  - (1) 福山市内の消火栓付近に設置するものであること。
  - (2) 設置場所について、土地所有者の承諾があること。
  - (3) 設置場所を管轄する福山市消防団の分団長（以下「地元分団長」という。）が設置について同意していること。
  - (4) 自治会等において、格納庫の維持管理を十分に行えること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、基準額又は事業費のいずれか低い額の3分の1とする。ただし、

補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の額の算出は、新設にあつては、設置費、資器材すべてを含んだ額から算出し、改修又は更新にあつては、対象となるものの単価から基準額を算出し、その額に必要な数量を乗じた額とする。

3 基準額及び補助限度額は次の表のとおりする。

申請区分	基準額	補助金の額
新設	格納庫 140,000円 (設置費、資器材を含む。)	格納庫1箇所につき46,000円を限度とする。
改修 又は 更新	格納箱 28,000円 (設置費含む)	9,000円を限度とする。
	ホース 28,000円/本	1本につき9,000円を限度とする。
	消火栓スタンド 13,000円	4,000円を限度とする。
	管鎗(ノズル付) 12,000円	4,000円を限度とする。
	消火栓ハンドル 3,000円	1,000円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会等の長は、福山市消火栓用ホース格納庫設置等事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 設置場所が確認できる地図等
- (3) 設置予定の格納庫等の見積書の写し
- (4) 設置予定場所の土地所有者の承諾書

(補助金の交付の決定)

第6条 前条の規定により補助金の交付の申請があつたときは、市長はこれを審査の上、  
適当と認めるものについて予算の範囲内で補助金を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする場合には、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

- (1) 補助事業の内容、事業費又は実施時期、期間等の変更をしようとするときは、福山市消火栓用ホース格納庫設置等事業補助金変更承認申請書(様式第2号)によって市長の承認を受けること。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(3) 設置した格納庫の取扱い訓練を定期的実施すること。訓練の実施にあたり、消火栓を使用する場合は、地元分団長を通じ、事前（10日前まで）に消防局警防部警防課に報告すること。

3 市長は、交付決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書により、当該交付決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を補助金交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付の申請をした者は、前条第3項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

（事業完成届）

第8条 補助金交付の決定を受けて事業を行う者は、完成後5日以内に福山市消火栓用ホース格納庫設置等事業完成届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

（補助事業の遂行の命令）

第9条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、補助事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行することを命ずることができる。

（事業計画の変更）

第10条 補助事業者は、第6条第3項の規定による交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときには、あらかじめ福山市消火栓用ホース格納庫設置等事業補助金変更承認申請書（様式第2号）及び福山市消火栓用ホース格納庫設置等事業休止・廃止承認申請書（様式第4号）に必要書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容又は予算の変更をしようとするとき。

(2) 補助事業を休止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 補助事業の実施予定時期又は期間を変更しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は、その遂行が困難になったときは、速やかにその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定による変更等承認申請書の提出があった場合には、これを審査

の上、適当と認めるものについては、交付決定の内容を変更することができる。

4 市長は、前項の規定により交付決定の内容を変更したときは、補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

(事業実績報告書の提出)

第11条 実績報告は、設置後30日以内に、福山市消火栓用ホース格納庫設置等事業実績報告書(様式第5号)に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、5日以内に提出する場合は、第8条に定める事業完成届を兼ねることができる。

- (1) 収支決算書
- (2) 設置完了写真
- (3) 購入先業者からの請求書又は領収書の写し

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条(次条第2項において準用する場合を含む。)の規定により実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときには、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書により市長に請求しなければならない。

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条第1項の規定による審査又は、調査の結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 第10条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金をその交付の目的以外に使用したとき。
- (2) 第6条第2項又は第3項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 第8条、第9条又は第13条の規定による命令に違反したとき。
- (4) 第11条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 補助事業に係る支出額が、予算に比し、著しく減少したとき。
- (6) 補助事業を中止し、又は市長において、補助事業の遂行の見込みがないと認めるとき。
- (7) 補助金の額に比し、著しく過大な剰余金が生じたとき。
- (8) 補助事業の実施について不正の行為が認められるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、福山市補助金交付決定取消通知書によりその旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、第10条第3項の規定により交付決定の内容を変更した場合又は前条第1項若しくは第2項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該変更又は取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、第12条第1項の規定により補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(格納庫の移設又は撤去の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した格納庫を補助の目的に反して使用し、移設し、又は撤去してはならない。ただし、当該設置場所付近の消火栓の移設、環境の変化、その他やむを得ない理由により移設又は撤去する場合は、事前に地元分団長に同意を受けた後、市長に消火栓用ホース格納庫移設・撤去申請書(様式第6号)に次の書類を添付して提出し、承認を受けなければならない。

(1) 移設又は撤去しようとする格納庫の設置場所が確認できる地図等

(2) 移設又は撤去しようとする格納庫の写真

(3) 移設予定場所が確認できる地図等及び土地所有者の承諾書

(格納庫の維持管理)

第17条 自治会等は、格納庫の設置を完了した日以後、当該格納庫を適切に維持管理しなければならない。

附 則

この要綱は、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、2008年(平成20年)4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2009年(平成21年)4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2017年(平成29年)4月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

格納箱	型 式	屋外型架台付（扉，取手付）
	寸 法	900mm（高さ）×600mm（幅）×270mm（奥行き）
	塗 色	赤
	文 字	扉上部に「ホース格納庫」と白文字記入
ホース		ホース及び結合金具については，消防法第21条の16の2に定める自主表示対象機械器具等の表示が付されているものとする。結合金具については，軽合金マチノ式金具とする。（呼称65mm×20m 使用圧力1.3MPa以上）
消火栓スタンド	型 式	単口型スタンドパイプ（差込式）
	材 質	アルミ又は砲金
	寸 法	マチノ式65mm（口径）×760mm（長さ）
管 鎗	型 式	差込式管鎗（ハンドル・背負いバンド付）
	材 質	アルミ又は砲金
	寸 法	呼称65mm×645mm（全長）
ノズル	材 質	アルミ，ミガキ又はクロム
	口 径	20mm
消火栓ハンドル	型 式	岩崎09KA850SS 同等品
	寸 法	850mm（長さ）×300mm（取手）
	その他	取手部に消火栓の蓋を開閉する為の機能付

※注 消火栓の状況により，長さ等の寸法及び方式を変更する場合がある。